

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第1区分

【発行日】平成24年4月5日(2012.4.5)

【公表番号】特表2004-518403(P2004-518403A)

【公表日】平成16年6月24日(2004.6.24)

【年通号数】公開・登録公報2004-024

【出願番号】特願2001-577462(P2001-577462)

【国際特許分類】

C 1 2 N	15/09	(2006.01)
A 6 1 P	19/02	(2006.01)
A 6 1 P	29/00	(2006.01)
A 6 1 P	35/00	(2006.01)
C 0 7 K	14/00	(2006.01)
C 1 2 Q	1/68	(2006.01)
G 0 1 N	33/15	(2006.01)
G 0 1 N	33/50	(2006.01)
G 0 1 N	33/53	(2006.01)
G 0 1 N	33/566	(2006.01)
A 6 1 K	38/00	(2006.01)

【F I】

C 1 2 N	15/00	A
A 6 1 P	19/02	
A 6 1 P	29/00	1 0 1
A 6 1 P	35/00	
C 0 7 K	14/00	
C 1 2 Q	1/68	Z N A A
G 0 1 N	33/15	Z
G 0 1 N	33/50	Z
G 0 1 N	33/53	D
G 0 1 N	33/53	M
G 0 1 N	33/566	
A 6 1 K	37/02	

【誤訳訂正書】

【提出日】平成24年2月16日(2012.2.16)

【誤訳訂正1】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】特許請求の範囲

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

工程：

(a) リガンドライブラーを抗-標的に接触させることによりリガンドが抗-標的に結合することを可能にし；

(b) 未結合のリガンドを分離し；

(c) 未結合のリガンドを選択された標的に接触させることにより未結合のリガンドが標的に結合することを可能にして標的とリガンドが結合した複合体を形成させ；

(d) 標的とリガンドが結合した複合体を、標的に結合しないリガンドから分離し；そし

て

(e) 標的とリガンドが結合した複合体上の標的に結合したリガンドを同定することを含み、上記抗-標的が単離された毛髪でありそして上記標的が単離された皮膚であるか、又は、上記抗-標的が単離された皮膚でありそして上記標的が単離された毛髪である、リガンドライブラーをインビトロにおいてスクリーニングする方法。

【請求項2】

工程：

(a) リガンドライブラーを選択された標的及び抗-標的に接触させることによりリガンドが選択された標的に結合することを可能にして、標的とリガンドが結合した複合体を形成し；

(b) 標的とリガンドが結合した複合体を、抗-標的、抗-標的結合リガンド及び遊離リガンドから分離し；そして

(c) 標的とリガンドが結合した複合体上の標的に結合したリガンドを同定することを含み、上記抗-標的が単離された毛髪でありそして上記標的が単離された皮膚であるか、又は、上記抗-標的が単離された皮膚でありそして上記標的が単離された毛髪である、リガンドライブラーをインビトロにおいてスクリーニングする方法。

【請求項3】

k_{o_f} が 10^{-4} 秒 $^{-1}$ 又はそれ未満である、請求項1又は2記載の方法。

【請求項4】

標的に結合したリガンドが少なくとも 10 : 1 に相当する選択性をもって結合し、そして少なくとも 10^{-7} M の K_D を有する、請求項1又は2記載の方法。

【請求項5】

リガンドのライブラーがペプチドライブラー、ポリペプチドライブラー、非ポリペプチドライブラー又はオリゴヌクレオチドライブラーである、請求項1又は2記載の方法。

【請求項6】

各工程 (a), (b), (c) 又は (d) を 2 回から 10 回繰返す、請求項1記載の方法。

【請求項7】

標的に結合したリガンドが 25 より短いアミノ酸の長さのペプチドである、請求項1又は2記載の方法。

【請求項8】

標的とリガンドが結合した複合体上の標的に結合したリガンドを PCR により同定する、請求項1又は2記載の方法。